

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たりの翌日
は、休む日
とさせていただきます)

目 次

- ◆ 告 示
 - 字の区域の変更
 - 新たに行為とする土地改良事業の認可 (三件)
 - 土地改良法による換地処分
 - 建築基準法による聴聞
 - 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程
 - 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
 - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による今西地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十三年九月一日現在の地番による。)
大字今西 字下向河原	大字今西字前河原九七と一をなす国有地の一部、大字今西字崎山九八の一部、一一五の一部、一一六の一部、一二〇の一部、一二〇の二、一二〇の三、一二〇の四及びこれらと一をなす国有地大字今西字殿屋敷二二一の一部、二二二の一から二二二の八まで及び二二二、二二二の一、二二二の八と一をなす国有地、大字今西字古尻三五八の一部並びに大字今西字下向河原のうち四八の二の一部以外の区域
大字今西 字前河原	大字今西字下向河原四八の二の一部、大字今西字崎山一二〇の二の一部、大字今西字古尻三五八の一部、三五八の一の一部及びこれらと一をなす国有地、大字今西字イト田三九〇の一部、三九一の一部、三九一の四の一部、三九一の五の一部並びに大字今西字前河原のうち九七と一

<p>大字今西字崎山</p>	<p>大字今西字古尻三四七の一部、三五四の一部並びに大字今西字崎山のうち九八の一部、九九の一部、一一三の一部、一一三の二の一部、一一五の一部、一一六の一部、一一八の一部、一一九、一二〇の一部、一二〇の二から一二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字殿屋敷</p>	<p>大字今西字山根</p>	<p>大字今西字宮ノ上</p>	<p>大字今西字宮ノ下</p>
<p>区域</p>	<p>大字今西字上山根 大字今西字宮ノ下二九八から三〇一までの一部、三〇二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字上山根のうち三二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字古尻 大字今西字崎山九八の一部、九九の一部、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今西イトロ田三五五の一部、三八六の一部、三八六の三、三八六の四の一部、三九〇の一部、四〇四の一部、四〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字古尻のうち三四七の一部、三五四の一部、三五八の一部、三五八の一部、三六一の一部、三六四の一部、三七九から三八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字谷奥二一九四の四及び大字今西字山根の全域</p>	<p>大字今西字宮ノ前五一八の一部、五四〇から五四三までの一部、五四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字宮ノ上のうち二七七の一部、二七八の一部、二七九、二八〇、二八一の一部、二八二、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字宮ノ上二七七の一部、二七八の一部、二七九、二八〇、二八一の一部、二八二、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字宮ノ下のうち二九〇の一部、二九二の一部、二九三の一部、二九六から三〇一までの一部、三〇二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>区域</p>	<p>大字今西字古尻 大字今西字崎山九八の一部、九九の一部、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今西イトロ田三五五の一部、三八六の一部、三八六の三、三八六の四の一部、三九〇の一部、四〇四の一部、四〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字古尻のうち三四七の一部、三五四の一部、三五八の一部、三五八の一部、三六一の一部、三六四の一部、三七九から三八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字イトロ田 大字今西字古尻三六一の一部、三六四の一部、三七九から三八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字イトロ田のうち三八五の一部、三八六の一部、三八六の三、三八六の四の一部、三九〇の一部、三九一の二の一部、三九一の四の一部、三九一の五の一部、三九二の一部、三九三の一部、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四一〇の一部、四一一の一部、四一二から四一五まで、四一六の二、四一六の三の一部、四一八の一部、四二二の一部、四二二の二の一部、四二二の二から四二二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字イトロ田 大字今西字古尻三六一の一部、三六四の一部、三七九から三八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字イトロ田のうち三八五の一部、三八六の一部、三八六の三、三八六の四の一部、三九〇の一部、三九一の二の一部、三九一の四の一部、三九一の五の一部、三九二の一部、三九三の一部、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四一〇の一部、四一一の一部、四一二から四一五まで、四一六の二、四一六の三の一部、四一八の一部、四二二の一部、四二二の二の一部、四二二の二から四二二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字イトロ田 大字今西字古尻三六一の一部、三六四の一部、三七九から三八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字イトロ田のうち三八五の一部、三八六の一部、三八六の三、三八六の四の一部、三九〇の一部、三九一の二の一部、三九一の四の一部、三九一の五の一部、三九二の一部、三九三の一部、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四一〇の一部、四一一の一部、四一二から四一五まで、四一六の二、四一六の三の一部、四一八の一部、四二二の一部、四二二の二の一部、四二二の二から四二二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	

<p>大字今西 字上松ノ木</p>	<p>大字今西 字御崎ノ下</p>	<p>大字今西 字下松ノ木</p>
<p>大字今西字御崎ノ下四七九の一部及びこれと一体をなす 国有地、大字今西字宮ノ前五〇八の三の一部、五二二の一</p>	<p>字今西字宮ノ下二九〇の一部、二九二の一部、二九三の 一部、二九六から二九八までの一部、大字今西字上山根三 二七の一部及びこれと一体をなす国有地、大字今西字イト 口田四〇五の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四一〇 から四一二までの一部、四一三、四一四、四一五の一部及 びこれらと一体をなす国有地、大字今西字下松ノ木四三六 の三の一部、四三六の四の一部、四三七、四三八の二及び これらと一体をなす国有地、大字今西字上松ノ木四四五の 二、四六六の二の一部、四七二の二の一部、四七二の五の 一部、四七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、 大字今西字宮ノ前五〇七、五〇八、五〇八の二の一部、五 〇九、五一一の二の一部、五一一の二の一部及びこれらと 一体をなす国有地並びに大字今西字御崎ノ下のうち四七九 の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今西字イト口田三九一の二の一部、三九二の一部、 三九三の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一五の一 部、四一六の一、四一六の二の一部、四一八の一部、四二 一の一部、四二二の二の一部、四二二の二から四二二の五 まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字下松 ノ木のうち四三六の三の一部、四三六の四の一部、四三七、 四三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字今西 字ツエヌケ</p>	<p>大字今西字宮ノ前</p>	
<p>大字今西字湯谷口五九四の二の一部、五九五の一部、五 九六の一部、五九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 並びに五九四の一と一体をなす国有地の一部、大字今西字 橋詰八九一の一部並びに大字今西字ツエヌケのうち五四九 の一の一部及びこれと一体をなす国有地、五四八、五四九</p>	<p>大字今西字上松ノ木四七二の二の一部、四七二の五の一 部、四七三の一部、四七四の二の一部、四七四の二、四七 四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今西字 宮ノ下二九二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに太 字今西字宮ノ前のうち五〇七、五〇八、五〇八の二の一部、 五〇八の三の一部、五〇九、五一一の二の一部、五一一の 二の一部、五一八の一部、五二二の一部、五二二の一部、 五二三、五二三内第一、五二四、五二五の二の一部、五二 六、五二七、五二八の一部、五三七の一部、五四〇から五 四三までの一部、五四五の二の一部及びこれらと一体をな す国有地以外の区域</p>	<p>部、五二二の一部、五二三内第一、五二三、五二四、五二 五の二の一部、五二六、五二七、五二八の一部、五三七の 一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字上松 ノ木のうち四六六の二の一部、四七二の二の一部、四七二 の二の一部、四七二の五の一部、四七三の一部、四七四の 一の一部、四七四の二、四七四の三及びこれらと一体をな す国有地以外の区域</p>

大字今西字湯谷口	の1の一部、五四九の二、五四九の三と一体をなす国有地並びに五六一から五六四までの1部、五七〇の1の一部、五七〇の2の一部以外の区域
大字今西字湯谷口	大字今西字湯谷口のうち五四九の2の1部、五九五の1部、五九六の1部、五九八の1部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四九の1と一体をなす国有地の1部以外の区域
大字今西字金谷	大字今西字ツエヌケ五七〇の1の1部、五七〇の2の1部、大字今西字陣出ケ谷一三二八の三、一三二八の四並びに大字今西字金谷の全域
大字今西字惣ノ峰	大字今西字長通八五三と一体をなす国有地の1部及び八五四の1部並びに大字今西字惣ノ峰のうち八二二の3の1部、八二三の1部以外の区域
大字今西字字支ノ神	大字今西字惣ノ峰八二三の1部、大字今西字長通八四七から八五〇までの1部、八五一の1の1部、八五二、八五三の1部、八五四の1部、八六九の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字今西字橋詰八七〇、八七一の1の1部、八七二の1部、八七九の1部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字字支ノ神の全域
大字今西字長通	大字今西字ツエヌケ五六二から五六四までの1部、大字今西字橋詰八七一の1の1部、八七一の2並びに大字今西字長通のうち八四七から八五〇までの1部、八五一の1の

大字今西字橋詰	1部、八五二、八五三の1部、八五四、八六七の三、八六九の1部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今西字ツエヌケ五四九の1の1部及び五四八、五四九の1の1部、五四九の2、五四九の3と一体をなす国有地並びに五六一の1部、五六二の1部、大字今西字長通八六七の3及びこれらと一体をなす国有地並びに大字今西字橋詰のうち八七〇、八七一の1の1部、八七二の2、八七二の1部、八七九の1部、八九一の1部以外の区域	大字今西字谷奥のうち一九四の四以外の区域
大字今西字陣出ケ谷	大字今西字陣出ケ谷のうち一三二八の三、一三二八の四以外の区域

鳥取県告示第七十一号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(長江地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十二号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(長江地

区農業用排水) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十三号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(三江地区農業用排水) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十四号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(高橋地区農業用排水と農道整備を一体とした) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

福部村から申請のあつた村営土地改良(東海士地区農道舗装) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十六号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(番原地区農業用排水) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(上米積地区農地造成) 事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十八号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(久原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(西今在家地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(上段地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(下砂見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(畑池地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十三号

河原町から申請のあつた町営土地改良(弓河内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良(弓河内地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

米子市から申請のあつた市営土地改良(日原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

米子市から申請のあつた市営土地改良(浦津地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る今西地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十四年一月三十日 午前十時から

鳥取市徳吉二七二一 徳吉団地集会場

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市古海六九六 協同組合鳥取食品センター

理事長 亀 井 寛

2 建築物の位置

鳥取市古海字西開発七〇〇四、六九九、六九六

3 建築物の用途

食品センター（炊飯専門工場）

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄骨造一部二階建

6 建築物の面積

建築面積 三三九・一九平方メートル

延べ面積 三三一・〇四平方メートル

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程をここに公布する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置

に関する条例（昭和五十三年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、県の議会の議員の選挙におけるポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（ポスター掲示場の設置の方法）

第二条 ポスター掲示場は、当該選挙区のすべての候補者の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十三条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」という。）が一面の掲示板上に掲示できるものでなければならぬ。ただし、やむを得ない事情があるときは、一のポスター掲示場としての一体性を確保することができる限度において二面以上の掲示板上を用いることができる。

2 ポスター掲示場は、ポスターの掲示期間中の風雨に耐え得る構造のものでなければならない。

3 ポスター掲示場の掲示板上には、鳥取県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）があらかじめ指示する数の区画を設けなければならない。この場合において、一の区画は、縦及び横それぞれ四十四センチメートル程度の正方形とし、幅二センチメートル程度の線をもつてそれぞれの区画を明瞭に区分しなければならない。

4 前項の区画には、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）があらかじめくじで定める区画番号を表示しておかなければならない。

5 候補者の数が第三項の規定により県委員会が指示した数を超えることとなるときは、市町村委員会は、県委員会の指示するところにより、そ

の超えることとなる数の区画を設けなければならない。この場合において、当該設置する区画の区画番号については、県委員会の指示するところによるものとする。

6 ポスター掲示場には、当該選挙のポスター掲示場である旨並びにポスター掲示場及びポスターをき損し、又は破損してはならない旨の注意事項を表示しておかなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、市町村委員会は、ポスター掲示場の設置について県委員会の指示に従わなければならない。

(ポスター掲示場の区画番号のくじ)

第三条 市町村委員会は、前条第四項の規定によるくじを行う日時及び場所を定めて、あらかじめ告示しなければならない。

2 選挙人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(ポスター掲示場の設置の報告)

第四条 市町村委員会は、条例第二条第三項の規定によりポスター掲示場の設置場所を告示したときは、その写しを添えて直ちに県委員会に報告しなければならない。

(ポスター掲示場の区画の指定)

第五条 候補者は、ポスター掲示場にポスターを掲示しようとするときは、当該候補者の立候補の届出の順位と同じ区画番号が表示されている掲示板の区画に従わなければならない。ただし、すべての区画について掲示すべき候補者が決定した後において、次条第二項の規定によりポスターが撤去された区画があるときは、県委員会の定めるところにより、その後の届出に係る候補者にこれを掲示させることができる。

2 県委員会は、前項ただし書の規定によりポスター掲示場に掲示すべき

区画の区画番号を決定したときは、その旨を候補者及び市町村委員会に通知するものとする。

(ポスター掲示場の管理)

第六条 市町村委員会は、ポスターの掲示期間中、善良な管理者の注意をもつてポスター掲示場を管理しなければならない。

2 市町村委員会は、候補者が候補者であることを辞し、死亡し、立候補の届出を却下され、又は候補者であることを辞したものとみなされるに至つた旨の通知を選挙長から受けたときは、その者の掲示に係るポスターを直ちに撤去しなければならない。

3 市町村委員会は、候補者がその指定された区画以外の区画にポスターを掲示していることを知つたときは、速やかに、期限を付して、所定の区画に掲示しなおすよう当該候補者に通知するとともに、その旨を県委員会に報告しなければならない。

4 市町村委員会は、ポスター掲示場の破損等を発見したときは、直ちにこれを補修しなければならない。この場合において、補修の程度により新たにポスターを掲示しなおす必要があると認めるときは、速やかに、当該候補者に対してその旨を通知するとともに、県委員会に報告しなければならない。

(ポスターの掲示に関する便宜供与)

第七条 市町村委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付し、又はポスター掲示場に掲示されたポスターが汚損し、若しくは脱落している旨の通報をする等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならない。

(ポスター掲示場を設置しない場合)

第八条 市町村委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情によりポスター掲示場を設置することができないと認めるときは、直ちにその旨を県委員会に報告し、その指示を受けなければならない。
 (その他必要な措置)

第九条 県委員会の委員長は、この規程に定めるものを除くほか、ポスター掲示場の設置に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、次の一般選挙から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「監察官」を「監察官室」に改める。

第六条の三の見出し中「監察官」を「監察官室」に改め、同条中「監察官は」を「監察官室においては」に改める。

第十六条の見出し中「課等の係」を「課の係等」に改め、同条第一項中「研究所」を「監察官室、研究所、機動隊」に改め、「係を」の下に「置き、交通機動隊の所掌事務を分掌させるため、交通機動隊に係及び分駐隊を」を加え、同条第二項中「係」の下に「及び分駐隊」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(参事官)

第十七条の二 部に参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもつて充てる。

2 参事官は、上司の命を受け、部の重要事項に関する事務を統括し、部下の職員を指揮監督する。

第十八条の見出し中「所長」を「監察官室長、所長、隊長」に改め、同条第一項中「課長を」の下に「監察官室に監察官室長を」を、「所長を」の下に「機動隊及び交通機動隊に隊長を」を加え、同条第二項中「所長」を「監察官室長、所長、隊長」に改め、「課等」の下に「又は交通機動隊」を加える。

第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「監察官は」を「監察官室に監察官を置き」に、「あてる」を「充てる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 鳥取県警察国公有物品管理規則(昭和四十年一月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「監察官」を「監察官室」に改め、同条第二項中「監察官」においては「監察官」を「監察官室においては監察官室長」に改め、同条第三項中「監察官」を「監察官室」に改める。

(警察職員の見定の配分に関する規則の一部改正)

3 警察職員の見定の配分に関する規則(昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中 「課長」を「課長」に改める。

人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の警察の警察本部の項中 「部長」

を 「部長 参事官」

に改め、「監察補佐官」を削り、同表の警察の警察学校の項中

「校長」を「校長」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の警察の警察本部の項中 「部長」を「部長 参事官」に改め、同

表の警察の警察学校の項中 「三種」を「二種」に改める。

附 則
この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを「（職の範囲）」に改め、同条第二項中「の支給割合が百分の二十五」を「に係る区分が一種」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三条から第五条までを次のように改める。

（職員の範囲）

第三条 条例第七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条第一項に規定する職に採用された職員及び同条第二項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。

第四条 条例第七条の三第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

一 第二条第一項に規定する職に同項各号に掲げる職の区分を異にして異動し、又は同条第二項に規定する職から異動した職員及び同項に規定する職に同条第一項に規定する職から異動した職員

二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項に規定する職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第五条の二を削る。

第六条第一項中「第三条各号の職員及び第四条各号の職員に支給する」

を削り、「月額は、職員の区分及び」を「支給期間は三十五年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の」に、「別表第二」を「別表」に改め、「第三条第一号から第六号までの職員又は第四条第一号から第六号までの職員で」を削り、「第四条第一号から第六号までの職員と」を「第四条に規定する職員と」に、「こととなるもの(大学院)を」こととなる職員(学校教育法に規定する大学院)に、「三年内のもの」を「三年内の職員」に改め、同条第二項及び第三項中「別表第二」を「別表」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 第三条又は第四条に規定する職員となつた者(第五条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第十条を第十一條とし、第九条を第十條とし、第八條に見出しとして「(支給要件の改正の場合の措置)」を付し、同条中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第九條とし、第七条の次に次の一條を加える。

(支給の終了)

第八條 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第二條に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

別表第一を次のように改め、別表第二を削る。

別表 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	170,000 ^円	158,000 ^円	141,000 ^円	109,000 ^円	70,000 ^円	35,000 ^円
1年以上2年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000
2年以上3年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000
3年以上4年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000
4年以上5年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000
5年以上6年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000
6年以上7年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	33,500
7年以上8年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	31,700
8年以上9年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	29,900
9年以上10年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	28,100
10年以上11年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	26,300
11年以上12年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	24,500
12年以上13年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	22,700
13年以上14年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	20,900
14年以上15年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	19,600
15年以上16年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	18,300
16年以上17年未満	165,600	154,000	137,700	106,400	68,400	17,000
17年以上18年未満	161,200	150,000	134,400	103,800	66,800	15,700
18年以上19年未満	156,800	146,000	131,100	101,200	65,200	14,400
19年以上20年未満	152,400	142,000	127,800	98,600	63,600	13,100
20年以上21年未満	148,000	138,000	124,500	96,000	62,000	11,900
21年以上22年未満	142,700	133,200	120,500	92,900	60,000	11,200
22年以上23年未満	137,400	128,400	116,500	89,800	58,000	10,500
23年以上24年未満	132,100	123,600	112,500	86,700	56,000	9,800
24年以上25年未満	126,800	118,800	108,500	83,600	54,000	9,100
25年以上26年未満	121,500	114,000	104,500	80,500	52,000	8,400
26年以上27年未満	113,700	106,700	98,000	75,500	49,000	7,700
27年以上28年未満	105,900	99,400	91,500	70,500	46,000	7,000
28年以上29年未満	98,100	92,100	85,000	65,500	43,000	6,500
29年以上30年未満	90,300	84,800	78,500	60,500	40,000	6,000
30年以上31年未満	83,000	78,000	72,000	55,500	37,100	5,500
31年以上32年未満	75,700	71,200	65,500	50,500	34,200	5,000
32年以上33年未満	68,400	64,400	59,000	45,500	31,300	4,500
33年以上34年未満	61,300	58,000	52,900	41,200	28,600	4,000
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	3,500

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に
関する規則の規定は、昭和五十四年一月一日から適用する。

(改正条例附則第七項の規定による初任給調整手当の支給期間及び支給額)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十三年十二月
鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)附則第七項の規定
による初任給調整手当の支給期間及び支給額は、従前の例による支給期
間及び支給額とする。

(改正条例附則第八項の規定による初任給調整手当)

3 昭和五十四年一月一日から人事委員会が定める同年十二月三十一日以
後の日までの間において、改正条例附則第八項に規定する職に新たに採
用され、又は採用以外の欠員補充の方法によりこれらの職を占めること
となつた職員のうち、これらの職員となつた日に昭和五十三年十二月三
十一日における職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例
第三号。以下「給与条例」という。)第七条の三並びに初任給調整手当
の支給に関する規則第二条第三項、第三条及び第四条の規定が適用され
るものとした場合に初任給調整手当を支給されることとなる職員(初任
給調整手当を支給されていた期間が通算して三年に達している職員を除
く。)には、初任給調整手当を支給する。

4 前項の規定による初任給調整手当の支給期間は三年とし、その月額
は同項に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた附則別表に掲
げる額とする。この場合において、同日前に初任給調整手当を支給され
ていたことのある職員に対する同表の適用については、既に初任給調整

手当を支給されていた期間に相当する期間初任給調整手当が支給されて
いたものとする。

5 附則第三項の規定により初任給調整手当を支給されている職員が異動
した場合には、異動後の職が改正条例附則第八項に規定する職又は同項
に規定する職の属する職務の等級より上位の職務の等級に属する職(給
与条例第七条の二第一項の規定に基づき管理職手当に関する規則(昭和
三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)で指定する職を除く。
である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。
(支給方法)

6 改正条例附則第七項及び附則第三項の規定による初任給調整手当は、
給料の支給方法に準じて支給する。

附則別表

期間の区分	支給月額
1年未満	1,500 円
1年以上2年未満	1,000
2年以上3年未満	500
備考	この表において期間の区分欄に掲げる年数は、附則第3項の職員となつた日以後の期間を示す。